

ALIVE 基金

助成金募集の案内

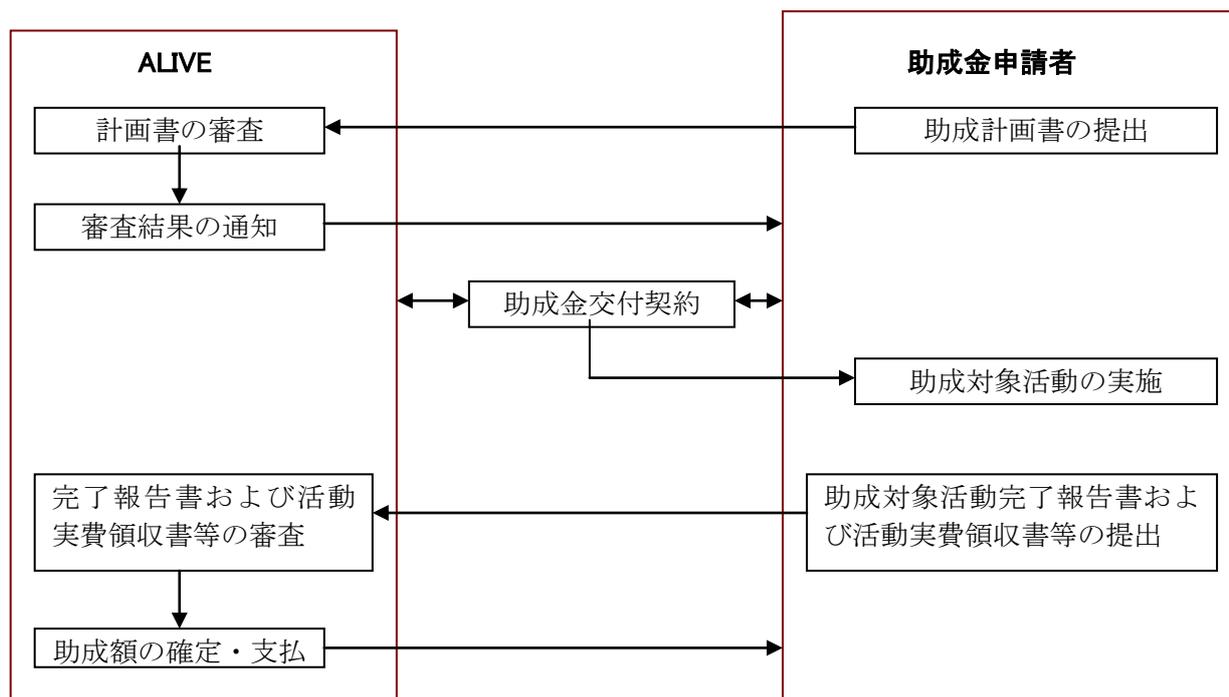
2013/1/13
NPO 法人地球生物会議

この基金は、動物問題の解決に向けて有益となる活動を助成することによって、これらの動物問題の解決及び動物の福祉の向上に向けての一助となるだけでなく、動物問題に係る活動を担う人材育成を行うことを目的としています。

【助成対象活動】

- (1) 調査研究活動 現状の動物問題の調査に基づき、学術的に調査研究を行う活動
例：動物園における〇〇の異常行動の比較
- (2) 啓発普及活動 広く一般に動物問題を広めるための啓発普及活動
例：動物問題に係る映像作成や Youtube 等を活用した戦略的啓発活動の効果
- (3) 教育活動 動物問題を解決するための能力を開発するための教育活動
例：参加型ワークショップによる Animal Welfare Education の実践と評価

【募集から支払までの流れ】



【ALIVE 基金助成金の交付対象とならない活動】

1. 国又は地方公共団体（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関などを含む）が実施する活動（但し、研究機関研究者や学生に対する助成は行わない）
2. 国又は地方公共団体（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関などを含む）との共催で実施する活動
3. 活動の全部又は大部分を他の団体等に請け負わせて実施する活動
4. 他の機関や法人・団体等から委託又は委託金の交付を受けて行う活動
5. 当該活動の実施により生じる収益等（寄附金・募金を含む）を当該活動以外に充当（他団体に寄付する、団体の収益とするなど）する活動
6. 教育普及や教育に無関係の物品販売を行う活動
7. 下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
8. 他の団体への助成活動
9. 宗教的又は政治的宣伝を意図する活動
10. 施設整備又は備品購入を目的とする活動

【ALIVE 基金助成金の交付対象とならない団体】

1. 国又は地方公共団体（国立機関、特殊法人、独立行政法人、公立機関などを含む）（但し、研究機関研究者や学生は交付対象とする）
2. 未成年が団体の代表者となっている場合又は未成年の場合は、保証人を立てるなど特別に認める場合を除いて非対象

【助成活動にかかる経費とは認めない経費例】

1. 法人や団体・個人又は共催法人や団体・個人に対する支出
2. 労役に対する費用（人件費）
3. 団体や個人の活動運営のための経費（事務所管理費、人件費、光熱水料、施設整備費、備品費など）
4. 活動に必要なでない人員分の費用

ALIVE 基金助成金募集案内

1. 助成対象活動

- (1)調査研究活動 現状の動物問題の調査に基づき、学術的に調査研究を行う活動
例：動物園における〇〇の異常行動の比較
- (2)啓発普及活動 広く一般に動物問題を広めるための啓発普及活動
例：動物問題に係る映像作成や Youtube 等を活用した戦略的啓発活動の効果
- (3)教育活動 動物問題を解決するための能力を開発するための教育活動
例：参加型ワークショップによる Animal Welfare Education の実践と評価

2. 助成対象活動(範囲)

- (1) 野生動物
- (2) 動物園
- (3) 家庭動物
- (4) 畜産動物
- (5) 実験動物

3. 助成対象者

次に該当する法人や団体・個人で、対象者自ら助成対象活動を行い、動物問題の解決に役立つことを目的として、上記の助成対象活動を行う者が対象となります。

- (1) 違法行為を行っていないこと及び一般社会から見て異常と思われる行動を行っていないと認められる法人や団体・個人
- (2) 過去に公的機関や他の助成制度を受けた際、虚偽の申告、不正の事実等による処分を受けていない者

4. 助成の対象となる実費

開発企画・事務費（旅費、備品費、郵送費、コピー代、書籍・資料購入費、取材費、その他経費）、制作費（取材費、デザイン費、印刷費、編集・録音費、その他経費）、普及事業費（教材作成費、教材普及費、著作権使用料、その他経費）となります。

※ 当該活動により得られたものの著作権は助成対象者にあります（その際、ALIVE 基金からの助成を受けたことを明記）。但し、助成対象者は ALIVE が活動内容を紹介する等、動物問題の解決のために使用することを認めていただきます（その際、助成対象者による活動であることを明記）。

5. 助成金の額

1 件当たり最高 100 万円以内で実費を支給しますが、NPO 法人地球生物会議（ALIVE）は会員からの会費や寄付金により支えられていることに鑑み、できるだけ節約して活動していただきます。原則として ALIVE 基金助成活動企画書の中で申告した予定額の範囲内とし、それを超える場合には計画変更承認申請書を提出し、ALIVE により認められたものについて支給を受けられます（事前に許可を受けていないものについては支給できません）。

6. 審査の視点

地球のあらゆる生命が生存できる環境（All Life In a Viable Environment）のために、環境と生命を大切にし、できるだけ犠牲のないライフスタイルが選択され、生きものと共に平和で安心して暮らせる社会の実現に資する活動とみなされるものに助成します。

7. 応募方法

(提出書類)

ALIVE 基金助成活動企画書に本人確認書類（法人・団体：登記簿謄本原本、個人：運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）など）を添えて、E-Mail、FAX、郵送、手交等により提出してください。

(提出先)

NPO 法人地球生物会議事務局内 ALIVE 基金宛
〒113-0021 東京都文京区本駒込 5-18-10-102
FAX : 03-5978-6273
E-Mail : alive-office@alive-net.net

(応募期間)

随時。特に定めはありません。

8. 審査結果

審査結果に審査後、できるだけ速やかに通知致します。但し、審査の途中経過に関するお問い合わせにはお答えできません。

9. その他

- ・ 助成対象活動中には、「ALIVE 基金から助成を受けた活動」である旨の表示をしていただきます（可能であれば説明も行うよう努めていただきます）。但し、調査内容によっては、これを要しない場合もありますので、その場合には個々に相談させていただきます。
- ・ 活動にあたっては法令に違反する行為、根拠なく他者を誹謗中傷する行為、品位を欠く言動・行為を行わないよう細心の注意をはらってください。
- ・ ALIVE は完了報告書の内容を刊行物やパネル・リーフレット、ホームページ等で掲載/発表します。
- ・ 助成対象申請者は、完了報告書提出まで活動内容を第三者に漏らすことはできません。
- ・ ALIVE 基金助成活動企画書等の各種書類に記載された個人情報、ALIVE 基金助成業務以外の目的に使用しません。

助成金に関する情報は、ALIVE 基金ホームページをご覧ください。
各種様式がダウンロードできます。

<http://www.alive-net.net/alive-kikin/index.html#top>